## 福岡市水道局会計年度任用職員 職務の概要

## 15直結給水・貯水槽相談員

採	用予	定 .	人数	1人
				次の①~⑥の要件をすべて満たす人
				①パソコン操作ができる人 (ワード・エクセル等)
				②任用期間を通じて職務に従事することができる人
				③給水装置工事に関する知識・経験を有する人
				④普通自動車運転免許を有する人
				⑤地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人
				【地方公務員法第16条(抄)】
応	募	資	格	・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
				くなるまでの人
				・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
				・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力
				で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
				※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
				⑥日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込み
				がある)人
				「直結給水相談窓口」の相談員として、福岡市給水装置工事施行基準に基づき、相談
	74-		, <del>,</del>	対応、現地でのアドバイスを行うことを主とする。
職	務	ひ 棋	大安	また、貯水槽の適正管理の啓発として、啓発資料の発送・管理を行う。(500通/月)
				その他付随する業務で所属長が必要と認める業務。 
勤	務	場	所	
勤		 <b>答</b>	日	(福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号 水道局本館4階)   週4日勤務(月曜日から金曜日までの内、所属長が指定する4日間)
封川		[ <del>]</del>	H	土日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)、月曜日から金曜日までの内、
休			日	所属長が指定する1日間
				週の勤務時間:27時間30分
動	務時	間:	及び	1日の勤務時間:原則午前9時から午後5時00分まで(週3日)
休	憩	時	間	原則午前9時から午後4時30分まで(週1日)
''	,	. •		休憩時間:正午から午後1時まで
時	間 :	<b>外 勤</b>	務	有(現地訪問先の所在地によっては時間外勤務が発生する場合があります。)
				月額184, 231円から195, 863円(地域手当を含む)
給			料	※採用日前10年間において、本市職員(臨時的任用職員や嘱託員を含む)として在
				職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期:	末 • 〕	動勉	手 当	期末・勤勉手当:年2回(6月、12月)在職期間に応じて支給します。
交		<b>ā</b>	費	条例、規程等に基づき別途支給します。 (月55,000円まで)
そ	の他	諸	手 当	条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
   休		假	等	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大16日)を付与します。
<u> </u>		15X	<del>ग</del>	その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
社	会	<b>保</b>	等	任用期間に応じて健康保険(福岡市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、労
			· •	災保険の適用があります。
公	務	災	害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。
				地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上
服			務	司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政
,,,,,,			173	治的行為の制限、争議行為等の禁止)

そ の 他

・給与支給日:毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手 当については翌月20日)

・採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。